

燃料費調整についての特別措置 (関 西 エ リ ア 以 外)

〈特約料金表〉

2026 年 1 月 1 日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この燃料費調整についての特別措置（関西エリア以外）〈特約料金表〉（以下「この料金表」といいます。）は、電気供給条件（関西エリア以外〔低圧〕）または電気供給条件（関西エリア以外〔特別高圧・高圧〕）（2019年10月1日実施，2023年4月1日実施，2024年4月1日実施または2025年4月1日実施。以下「供給条件」といいます。なお，供給条件が変更となった場合には変更後の供給条件によります。）にもとづき，低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は，2026年2月分の料金の算定期間の始期から2026年4月分の料金の算定期間の終期までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは，各契約種別の料金表（以下「料金表」といいます。）に定める料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，料金表に定める料金における燃料費調整は，料金表の燃料費調整によらず，別表（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が料金表に定める基準燃料価格以下の場合は，別表（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が料金表に定める基準燃料価格を上回る場合は，別表（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給条件に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

この料金表は，2026年1月1日から実施いたします。

2 そ の 他

次の地域において電気の供給を受けるお客さまについては，料金表における「本土燃料費調整」を「燃料費調整」と読み替え，また「本土平均燃料価格」を「平均燃料価格」と読み替えます。

福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県

別 表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、 α 、 β および γ の値は、料金表のとおりといたします。

また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が料金表に定める基準燃料価格以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

+ ハに定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が料金表に定める基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

- ハに定める特別措置の燃料費調整単価

ハ 特別措置の燃料費調整単価

(イ) 低圧で電気の供給を受ける場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年2月分から2026年3月分の料金に適用する場合	2026年4月分の料金に適用する場合
1キロワット時につき	4円50銭	1円50銭

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年2月分から2026年3月分の料金に適用する場合	2026年4月分の料金に適用する場合
1キロワット時につき	2円30銭	0円80銭

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および特別措置の燃料費調整単価によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
2025 年 9 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日までの期間	2026 年 2 月分の料金の算定期間
2025 年 10 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの期間	2026 年 3 月分の料金の算定期間
2025 年 11 月 1 日から 2026 年 1 月 31 日までの期間	2026 年 4 月分の料金の算定期間

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、料金表のとおりといたします。

(3) 燃料費調整単価等の通知

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を供給条件に定める方法でお客さまにお知らせいたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。